



島根県報

平成20年 9 月26日 (金)
号外 第 114 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

監査公表

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定により実施した平成19年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、島根県教育委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年 9 月26日

島根県監査委員	福 間 賢 造
同	大 屋 俊 弘
同	山 崎 悠 雄
同	谷 本 敏

平成19年度行政監査の結果に基づき講じた措置状況等

監 査 意 見	措 置 の 内 容
<p>組織及び運営の合理化に資するための意見</p> <p>I 総括意見</p> <p>1 県教育委員会における危機管理体制の整備について (総務課、高校教育課、義務教育課、保健体育課)</p> <p>学校における事故の発生等により、児童生徒の安全と県民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に、迅速かつ機動的な対応及び支援を行うために県教育委員会危機管理対策本部が置かれており、対策本部には専門的事項の調査研究等を行うために幹事会が置かれている。</p> <p>危機管理対策本部の会議は、対応すべき事案が発生していないとのことから、これまで開催されておらず、幹事会も開催されていなかった。</p> <p>各学校の学校警備及び防災計画については、高校教育課へ報告されているが、その内容に関する指導は不十分であり、学校安全に関することを所掌している義務教育課との連携も十分に図られていない状況であった。</p> <p>毒物・劇物の管理に関する指導については、主として教科指導の一環として高校教育課において行われているが、義務教育課との役割分担が不明確であった。</p> <p>刃物類の管理や重油・灯油等の管理については、義務教育課や高校教育課では、特に指導はされていない状況であった。</p> <p>各学校における危機管理が適切に行われるためには、県教育委員会は平常時から学校における危機管理体制の整備に関する課題等について検討するとともに、指導体制の充実を図る必要がある。</p> <p>については、県教育委員会においては、危機管理対策本部の幹事会等を活用して、様々な事件・事故・災害の未然防止と発生時の適切な対応等について調査研究するとともに、各課が所掌している事務について役割分担を明確にし、相互の連携が十分に図られるよう効率的、効果的な組織運営に努め、学校における児童生徒及び教職員の安全を確保するための危機管理に万全を期されたい。</p>	<p>県教育委員会内に危機管理対策本部、専門的事項の処理にあたるため同本部の幹事会を設置しているが、より機動的な組織となるよう危機管理対策本部設置要綱を見直し、今後は県立学校における危機管理のあり方の点検、新たな危機管理課題への対応、事故等の未然防止と災害発生時の適切な対応等についての調査研究なども積極的に行って、危機管理の総合的な調整の機能と役割を果たしていけるようにしたい。</p> <p>危機管理にかかる教育庁内の役割分担については、学校管理下における児童生徒の安全管理及び安全教育は生徒指導推進室（義務教育課）、児童生徒の健康被害は保健体育課、施設被害は教育施設課、県災害対策本部、県危機管理対策本部等との連絡調整は総務課、それ以外の県立学校に関わる事項は高校教育課がそれぞれ役割分担している。これらの分担については連携した取り組みが必要なケースもあるので、関係課が情報を共有化し、より充実した指導が行えるよう、危機管理対策本部及び幹事会を開催して調整を図り、危機管理に万全を期したい。</p> <p>なお、今後、県立学校の学校警備及び防災計画に関することは義務教育課（生徒指導推進室）、毒物・劇物、刃物類の保管管理については高校教育課、重油・灯油の管理については総務課が指導を担当する。</p>
<p>2 県立学校における危機管理体制の整備について</p> <p>(1) 学校警備及び防災計画の見直しについて (高校教育課、義務教育課)</p> <p>島根県立高等学校規程第42条又は島根県立特別支援学校規程第38条により、各学校が作成することとされている学校警備及び防災計画については、30校すべての学校で作成</p>	<p>島根県立高等学校規程第42条又は島根県立特別支援学校規程第38条に基づく学校警備及び防災計画のうち、防災計画にかかる部分はすべての学校で作成していたが、学校警</p>

されていた。

その内容について見ると、警備については、夜間の防火及び盗難防止について定めている学校は7校(23%)であり、このうち2校では、昼間の不審者侵入への対応についても定めていた。他の23校では警備については定められていなかった。

また、防災については、風水害・地震・防火対策について定めている学校は4校であり、地震・防火対策について定めている学校は19校、防火対策のみを定めている学校は7校であった。

近年、全国的に学校において様々な事件・事故や災害が発生しており、児童生徒の安全を確保するためには、平常時からそれらに的確な対応ができるよう備える必要がある。

については、県教育委員会においては、社会の変化を踏まえて学校警備及び防災計画を見直し、学校安全に関して想定される様々な事件・事故や災害に適切に対応するための総合的な危機管理計画の作成について検討されたい。

(2) 学校危機管理マニュアルの作成について

(総務課、高校教育課、義務教育課)

「学校危機管理の手引」を参考として、火災・地震・集中豪雨の発生時の対応や不審者への対応など、想定される様々な事件・事故・災害への対応を包含した危機管理マニュアルを作成している学校は、30校のうち10校(33%)であった。このうち4校では、訓練の結果等を踏まえ危機管理マニュアルの内容について見直しがされていた。

その他の20校では、危機管理マニュアルに台風・集中豪雨の発生時の対応や不審者への対応が含まれていないものや、事件・事故・災害の発生時の大まかな役割分担や連絡先等が明記されているだけで、それらの発生時の具体的な対応方法等が盛り込まれていないものなど、その内容は不十分な状況であった。

児童生徒の生命・身体の安全を確保するためには、災害等が発生した場合に組織的かつ迅速に対応する必要があり、災害等の発生時に有効に機能する役割分担や具体的な対応方法等について、平常時から教職員の共通認識を図る必要がある。

については、各学校においては、様々な事件・事故・災害を想定した実効性のある危機管理マニュアルを作成するとともに、訓練の結果等を踏まえ危機管理マニュアルの不断の見直しを図られたい。

備にかかる部分は、これまで、内容等に関する指導を十分行っていなかったこともあり、作成されていない学校が多かった。

また、防災計画の中で、学期1回の避難訓練を計画していない学校も一部あった。

そのため、6月5日に開催した県立学校教頭研修において、下記の指導を行った。

〔指導内容〕

学校警備計画が整備されていない学校については「学校危機管理の手引き」(平成14年1月)の「学校防犯」の項目を参考に、作成すること。

避難訓練を学期1回以上必ず開催すること。

なお、総合的な危機管理計画の作成については、後述する危機管理マニュアルの再整備に取り組む中で、標準例を示して指導したい。

県教委としてあらためて全校のマニュアル整備の現状を調査した。

その結果、すべての学校において何らかのマニュアルが作成されていたが、様々な事件・事故・災害への対応を網羅した形のマニュアルを作成している学校は全体の6割程度であり、それ以外の学校では、一部の災害のみに対応していたり、災害・事故発生時における連絡体制を示しているのみで、マニュアルとしては不十分であった。

また、昨今、災害・危機が多様化する中で、現行の「学校危機管理の手引」においては想定していない事象も現出しており、内容を見直す必要も生じている。

こうした状況を踏まえ、年内を目途に新たな「危機管理の手引」を作成し、それをもとに、学校において想定される様々な危機に対応した「危機管理マニュアル」を全校で整備するよう指導していきたい。

また、「危機管理マニュアル」の内容については、今後とも危機発生に際してより有効に機能するよう不断の見直しを指導する。

(高校教育課、義務教育課、保健体育課)

県教育委員会は、県立学校における危機管理体制の整備をはじめ、防災対策、不審者対策等について、教育長等通知、研修会の実施及び学校に出向いての指導を実施している。

しかしながら、今回監査を実施した学校では、学校警備及び防災計画や学校危機管理マニュアルについて、内容が不十分な学校があった。

一方、危機管理に関する取組について学校評価の対象とし、さらに生徒・保護者のアンケートを実施するなど、外部の視点を取り入れて学校の危機管理のあり方について不断の見直しをしている学校があった。

これらのことは、学校経営にとって重要課題である危機管理に対する認識に学校間で大きな違いがあるものと考えられる。

については、県教育委員会においては、学校の危機管理意識の高揚と社会の変化を踏まえた危機管理体制の確立が図られるよう、安全教育、安全管理及び組織活動等の危機管理に関する取組に対する学校評価や外部評価の活用について指導されたい。

なお、今回監査した事項について、多くの学校で不十分又は不適切な状況が見られたので、通知文書による指導にとどまらず、各学校の状況を把握するとともに、現場の実態を踏まえた実効性のある指導に努められたい。

学校警備及び防災計画や学校危機管理マニュアルについて内容が不十分な学校がある一方で、学校の危機管理のあり方について不断の見直しをしている学校もあるなど学校間に差があった。

そのため、事故等の未然防止や危機管理体制の確立を学校評価の必須評価項目に組み入れ、定期的に評価することで、改善に向けて取り組むよう指導した。(平成20年3月18日付け島教高第1512号)

また、学校の危機管理体制のあり方については、直接学校へ出かけ、一定の基準のもとに評価し、改善を行うよう指導することとし、今後「安全管理体制チェック表」を作成して学校訪問指導を行う。

本年度は、特に、下記の項目を重点とし指導を行う。

〔指導重点項目〕

不審者対策について

学校危機管理マニュアルの整備について

避難訓練の実施について

毒物・劇物の管理について

なお、各学校の安全管理体制の充実には、教職員研修も有効であることから、本年度開催する健康教育(学校安全)研修において、効果的な安全教育のあり方、安全管理の充実に係る内容について指導する。

II 個別意見

1 防災対策

(1) 台風・集中豪雨対応マニュアル及び地震対応マニュアルの作成について

(高校教育課、義務教育課)

県教育委員会では、「学校防災マニュアル」及び「学校危機管理の手引」を参考として、各学校の実情に即した台風・集中豪雨対応マニュアル及び地震対応マニュアルを整備するよう指導している。

台風・集中豪雨対応マニュアルは30校のうち12校(40%)で作成されておらず、地震対応マニュアルは30校のうち4校(13%)で作成されていなかった。

災害等の発生時に迅速かつ効果的に対処して、被害を回避し又は最小限にとどめるためには、あらかじめ具体的な対応方法を定めておくことが重要である。

については、各学校においては、台風・集中豪雨対応マニュアル及び地震対応マニュアルを早急に作成されたい。

(2) 地震対応訓練の実施について

県教育委員会が実施した調査では、台風・集中豪雨対応マニュアルが未整備の学校が27校(50%)、地震対応マニュアルが未整備の学校が18校(33%)あった。

未整備の学校については、県教育委員会が作成した「学校危機管理の手引」の記載内容をそのままマニュアルとして活用しているが、「学校危機管理の手引」に掲載している事例等を参考に、学校・地域の実情に応じたマニュアルを早急に整備するよう指導している。

<p>(高校教育課、義務教育課)</p> <p>地震対応訓練については、高等学校18校のうち12校(67%)、特別支援学校12校のうち1校(8%)で実施されていなかった。</p> <p>大規模な地震発生時には、教室内の天井、壁、蛍光灯等が落下したり、ロッカー等が転倒したり、窓ガラスが割れて飛散したりするなど、校舎内が危険な状態となり、児童生徒も精神的動揺からパニックになることが予想される。</p> <p>このため、地震発生時の危険を想定し、これに対処するとともに、より安全に避難を行うためには、平常時からの訓練が重要である。</p> <p>については、各学校においては、地震対応訓練を計画的に実施されたい。</p>	<p>本年 6 月 5 日に開催した県立学校教頭研修で、島根県立高等学校規程第42条又は島根県立特別支援学校規程第38条に基づき様々な危機を想定した避難訓練を学期 1 回以上実施するよう指導した。</p> <p>学校において地震が起きたときの対応は、教職員の的確な指示のもと安全を確保する第一次避難と、組織的に迅速かつ安全に避難する第二次避難とに大別しているが、実際の避難が適切に実施されるためには、平常時における訓練が重要である。</p> <p>地震が発生した場合、二次的に火災が発生する機会が多いことから、地震対応訓練に併せて火災対応訓練を実施するようにすれば、一層効果的と考える。</p> <p>県立学校では、火災対応訓練の実施率が100%であり、実際に、地震対応訓練と火災対応訓練を併せて実施している学校もあることから、こうした複合的な訓練を計画・実施するよう学校を指導する。</p> <p>また、児童生徒等の防災教育に関する教材等を学校に紹介し、地震対応訓練前のホームルーム等で活用するよう指導する。</p>
<p>(3) 寄宿舎における火災・地震対応訓練の実施について</p> <p>(高校教育課、義務教育課)</p> <p>寄宿舎における火災・地震対応訓練は、特別支援学校ではすべての学校で実施されていたが、高等学校では火災対応訓練は12校のうち 7 校(58%)で実施されておらず、地震対応訓練は全く実施されていなかった。</p> <p>寄宿舎においては、夜間には対応する教職員が少ないうに避難や安全確認に時間を要することが予想されるので、実際に行動の伴う訓練を実施する必要がある。</p> <p>については、各学校においては、寄宿舎における火災・地震対応訓練を実施されたい。</p>	<p>各県立高等学校の寄宿舎について、火災対応訓練及び地震対応訓練を、少なくとも年 1 回実施するよう指導した。訓練の実施に当たっては、早朝・夜間等安全確保に課題のある時間帯を設定し、想定される危機に対応した訓練となるよう各校において工夫するよう指示した。(平成20年 6 月19日付け島教高第476号)</p> <p>今後は、学校訪問に際して、寄宿舎の訓練実施状況も確認・指導する。</p>
<p>2 不審者対策</p> <p>(1) 不審者対応マニュアルの作成について</p> <p>(高校教育課、義務教育課)</p> <p>県教育委員会では、外部からの不審者侵入や登下校時における万一の事態発生を想定した不審者対応マニュアルを作成するよう指導している。</p> <p>不審者対応マニュアルについては、すべての特別支援学校で作成されていたが、高等学校では18校のうち 4 校(22%)で作成されていなかった。</p> <p>マニュアルを作成している26校すべてで学校への不審者侵入を想定していたが、そのうち22校(85%)では登下</p>	<p>「不審者対応マニュアル」については、「学校危機管理の手引」に示した事例等を参考に、学校・地域の実情に応じたマニュアルを作成するよう指導している。</p> <p>本年度、学校訪問指導の際に、マニュアルの作成状況を確認するとともに、不備が見られる場合は、補正を指導する。</p> <p>なお、本年 4 月、文部科学省が新たに作成した「学校の危機管理マニュアル」～子どもを犯罪から守るために～を</p>

校時における万一の事態発生を想定していなかった。また、寄宿舍のある20校のうち17校(85%)で、寄宿舍への不審者侵入を想定していなかった。

外部からの不審者侵入など危機発生時に、教職員が組織的かつ機敏に対応することが重要であり、そのためにマニュアルは必要である。

については、各学校においては、学校への不審者侵入、登下校時における万一の事態発生及び寄宿舍への不審者侵入を想定したマニュアルを作成されたい。

(2) 教職員研修及び児童生徒の訓練の実施について

(高校教育課、義務教育課)

県教育委員会では、不審者対策に係る教職員研修や児童生徒の不審者対応訓練を、緊急事態の発生に備えた主要な安全対策として位置づけている。

不審者対策に係る教職員研修については、すべての特別支援学校で実施されていたが、高等学校では18校のうち13校(72%)で実施されていなかった。

県教育委員会が主催する平成18年度の防犯教室指導者研修会への県立学校からの参加者は、わずか2名であった。

児童生徒の不審者対応訓練については、高等学校18校のうち16校(89%)、特別支援学校12校のうち9校(75%)で実施されていなかった。

寄宿舍における児童生徒の不審者対応訓練については、寄宿舍のある高等学校12校すべてで実施されておらず、特別支援学校では8校のうち4校(50%)で実施されていなかった。

については、各学校においては、緊急事態発生時に組織的かつ機敏な対応ができるよう教職員研修や児童生徒の不審者対応訓練を実施されたい。

(3) 地域社会との連携による安全対策の推進について

(高校教育課、義務教育課)

県教育委員会では、地元自治会や学校安全ボランティアなどの関係団体と連携し、通学路の安全点検や不審者情報を速やかに把握できる体制の整備など地域社会の協力を得て児童生徒の安全確保を図るよう指導している。

各学校では、地域社会との連携として、高等学校が主体的に参画した地域の総合見守りネットワークの設立、児童生徒が万一の場合に緊急避難ができる「子どもSOSの家」などボランティア体制の整備や地域あげでの「声かけ運動」などの取組が行われている学校があった。一方で、地域社会との連携が図られていない学校が19校(63%)あった。

各学校に配布した。

本マニュアルには、学校在校時と登下校時に分けて不審者への緊急対応の具体例が示されており、実践的な内容となっていることから、これらも活用し学校現場を指導する。

また、寄宿舍における不審者対応についても、緊急事態を想定し、児童生徒等が迅速且つ安全に避難できるようなマニュアルを作成するよう指導する。

これまでの学校安全研修は、より効果的な教職員研修のあり方や訓練のあり方について具体的に示していない面があった。

そこで、今年度の防犯教室指導者研修では、学校現場で実践的に活かせるよう、大阪教育大学附属池田小学校校長を招き、効果的な不審者対応訓練の実際を公開し、各学校における訓練の参考になるようにしていきたい。

また、学校安全を推進する教員を対象とした学校安全研修では、学校における効果的・効率的な防犯体制及び教職員研修のあり方を指導し、校内において不審者対応の研修及び訓練を適切に実施するよう指導する。

さらに、寄宿舍における不審者対応訓練についても、各学校の実情に応じて適切に実施するよう指導する。

地域社会との連携の重要性については、安全研修において指導しているが、通学範囲が広い県立学校では、連携が難しい面がある。

地域社会との連携を進めるためには、具体的な実践事例等を参考にすることが有効と思われることから、今後、学校、保護者、地域社会等が連携して取り組んだ効果的な安全対策の事例等を積極的に紹介し、各校が工夫しながら取り組むよう指導する。

県立学校の中には、生徒会活動を中心として「あいさつ運動」を展開するなど、地域社会との繋がりを大切にしている学校や、地域のボランティア等と連携して交通安全運

児童生徒の安全確保を図るうえで、地域社会の理解や協力による「あいさつ」や「声かけ」をしながら、地域全体で守っているという環境を醸成することは極めて大切なことである。

ついては、各学校においては、通学路の安全点検、不審者情報を速やかに把握できる体制や緊急避難できる体制など、地域社会との連携による安全対策に取り組まれない。

3 毒物・劇物の管理

毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法の規定により、盗難を防止し、又は紛失しないようにすることなど、厳重に管理することが義務づけられており、次の事項について、適切に対応されたい。

(1) 毒物・劇物の適正な管理について

(高校教育課、義務教育課)

毒物・劇物の管理については、県教育委員会からの各学校に対する「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」等の通知により、校内規程の整備、管理責任者の指定など適正な管理を指導している。

しかしながら、毒物・劇物の管理に関する取扱要領等を整備している学校は、1校(4%)であり、他の23校(96%)では整備されていなかった。

また、毒物・劇物に係る管理責任者を指定していない学校が5校(21%)あり、他の学校においても、管理責任者としての指定が明確ではないものや、その役割が具体的に定められていないものが大半であった。

一方、毒物・劇物の薬品事故に係るマニュアルについては、16校(67%)で作成されていなかった。

ついては、各学校においては、毒物・劇物の管理責任を明確にし、適正な管理を行うため、毒物・劇物の管理に関する取扱要領等を作成するとともに、管理責任者の指定を徹底されたい。

なお、薬品庫及び専用保管庫に当該管理責任者名を表示することなども検討されたい。

また、毒物・劇物の管理に関する取扱要領等の校内規程の整備に併せ、毒物・劇物の薬品事故に係るマニュアルを作成されたい。

動に取り組む学校なども見られる。このような取組を各地域で開催される生徒指導連絡協議会等でも紹介し、効果的な実践事例を共有させる。

さらに、近隣の地域で発生した不審者に係る事案は、各学校へ速やかに情報提供し、学校と地域が一体となって不審者対策にあたるよう指導する。

現状を把握するため、各県立学校に毒物・劇物の保管・管理状況、保管量、不明薬品保管量を照会した。(平成20年3月31日付け島教高第1607号)

さらに、毒物及び劇物の適正な保管・管理等の徹底を図るため、各県立学校に対し文書で以下の事項の徹底とともに、毒物・劇物の管理責任の明確化、毒物・劇物の管理に関する取扱要領等の作成、管理責任者の指定を文書で指示した。(平成20年4月15日付け島教義第59号)

盗難防止対策

- ・専用保管庫の設置と、一般薬品との区分収納
- ・保管庫の施錠
- ・保管量の定期点検、使用量の把握

保管庫及び容器への表示

受け払い記録の整備、在庫量と使用量の把握
地震等の災害に対する対策

毒物・劇物の取扱い要領等の学内内規の整備

管理責任者の指定

廃棄処理の実施

毒物・劇物の薬品事故に係るマニュアルについては、学校危機管理の手引きをもとに作成するよう指示した。(平成20年6月26日付け島教高第492号)

すでに対応を完了した学校もあるが、改善を要する学校もあり、島教義第59号の指導に対する各学校の改善状況を平成20年7月中旬までに調査する。

さらに、今後、学校訪問を行い、適切な管理を行っているかを確認するなど継続して指導したい。

なお、不要な毒物・劇物や不明薬品が保管場所に蓄積されている例があり、不要薬品及び不明薬品の処理を急ぐと

ともに、当面の対策として施錠可能な保管庫での管理を指導する。

(2) 毒物・劇物の厳重な保管について

(高校教育課、義務教育課)

毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法及び同法施行令の規定により、毒物・劇物の専用保管庫及び容器に「毒物」、「劇物」等の文字表示をすること、飛散、漏れ、流失がないような措置を講じること、技術上の基準に従い廃棄することなどが定められ、これを踏まえ、県教育委員会は各学校を指導している。

しかしながら、専用保管庫に適正な表示をしていない学校が5校(21%)、容器に適正な表示をしていない学校が7校(29%)、容器に毒物・劇物の薬品の名称が明示されていない学校が4校(17%)あった。

また、専用保管庫の転倒防止措置を講じていない学校が12校(50%)、容器に転倒防止措置を講じていない学校が15校(63%)あった。

一方、学校によっては、理科薬品以外の工業、農業、水産等の実習用の不要な薬品や農薬等が廃棄時期未定のまま保管されていたり、薬品名称が不明となった薬品がまとめて薬品棚に保管されていた。

については、各学校においては、関係法令に基づき毒物・劇物の専用保管庫及び容器に適正な表示をするとともに、容器に適切な名称明示をされたい。

また、専用保管庫及び容器の転倒防止措置を講じられたい。

さらに、毒物・劇物を適正に管理する上からも、不要な毒物・劇物は速やかに廃棄処理し、保管を必要最小限とすることが必要であり、理科薬品以外の薬品や農薬も含め、不要な毒物・劇物や不明薬品を適切に廃棄されたい。

(3) 毒物・劇物の記録及び定期点検について

(高校教育課、義務教育課)

毒物・劇物の管理については、県教育委員会は、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」等の通知により、薬品管理簿による現在量や使用量の把握、定期的な照合や確認などを行うよう指導している。

しかしながら、薬品管理簿を整備していない学校が15校(63%)、使用の都度薬品管理簿に記入していない学校が18校(75%)、定期点検を実施していない学校が18校(75%)という不適切な状況があった。

については、各学校においては、毒物・劇物の盗難又は紛失の防止を図るため、適正な薬品管理簿を作成するととも

関係法令に基づき毒物・劇物の専用保管庫及び容器に適正な表示をすること、容器に適切な名称明示をすること、専用保管庫及び容器の転倒防止措置を講じることについては平成20年4月15日付け島教義第59号にて指示した。

今後、前項(1)と同様に各県立学校の改善状況について平成20年7月中旬までに調査するとともに、学校訪問において継続的に確認する。

不要な毒物・劇物については島教高第1607号の結果に基づき、一括して県が処理する。

毒物・劇物の盗難又は紛失の防止を図るため、適正な薬品管理簿を作成すること、さらにこれを定期的に点検することについては平成20年4月15日付け島教義第59号にて指示した。

今後、前項(1)と同様に各県立学校の改善状況について平成20年7月中旬までに調査するとともに、学校訪問において継続的に確認する。

<p>に、定期的に点検を行われたい。</p> <p>(4) 学校薬剤師からの指導、助言について (高校教育課、義務教育課)</p> <p>学校保健法の規定により、学校薬剤師の職務として、学校において使用する医薬品、毒物・劇物等の管理に関し必要な指導と助言を行うこととされている。</p> <p>しかしながら、毒物・劇物の管理が適切ではないにもかかわらず、学校薬剤師からの専門的立場での毒物・劇物に関する指導、助言を受けていない学校が20校(83%)あった。</p> <p>については、各学校においては、毒物・劇物の適正な管理を行うため、必要に応じ専門的な知識を有する学校薬剤師からの指導、助言を受けられたい。</p>	<p>各県立学校には、平成20年 3 月31日付け島教高第1607号で、「薬品の区分や取扱いに不明な点がある場合」は学校薬剤師に指導・助言を求めるよう指示をおこなった。</p>
<p>4 刃物類の管理 刃物類の適切な管理について (高校教育課、義務教育課)</p> <p>県立学校では、調理実習用の包丁、工業・農林・水産の実習科目を有する専門高校等で使用する建築用ノミ・農業用鎌・水産加工用包丁や学校管理用刃物等の多様な刃物類が保管されている。</p> <p>こうした刃物類については、学校への侵入者等が使用し児童生徒及び教職員へ危害を及ぼす可能性がある。</p> <p>各学校における刃物類の管理については、施錠できる保管庫を設置しているにもかかわらず施錠していない学校や施錠ができない保管庫を設置している学校、実習教室の棚や調理台の扉裏に危険性の高い刃物を保管している学校がある等、適切でない状況があった。</p> <p>また、危険性のある刃物を管理する責任者を指定している学校がある一方で、管理責任者を指定していない学校やその指定が明確でない学校があった。</p> <p>については、各学校においては、危険な刃物類を多数保有していることを常に意識し、施錠のできる保管庫の設置や管理責任者を明確にする等により刃物類の適切な管理に努められたい。</p>	<p>各県立学校に対し、保有する刃物について、次のとおり管理を徹底することを文書により指示した。</p> <p>保有する全ての刃物について、管理責任者を指定するとともに管理簿を作成すること。</p> <p>管理責任者は、刃物の現況を常時点検すること。</p> <p>刃物類は、施錠できる保管庫で管理することを原則とし、保管庫による保管が困難な場合等は、当該保管する部屋を施錠すること。</p> <p>刃物を使用させる者は、使用前で刃物の数量が同一であることを確認し、所定の収納場所に格納すること。</p> <p>刃物類の他、凶器として使用される恐れがある用具等についても、人目につかない場所で保管するなど安全管理を徹底すること。</p> <p>(平成20年 4 月17日付け島教高第98号 教育長通知)</p> <p>上記通知のなかで、速やかな改善及び措置状況の報告を求めたところであるが、現時点までに全ての県立学校で通知の趣旨に沿った改善を行った旨の報告があった。</p> <p>今後、学校訪問に際しては、適切な管理を行っているか確認するとともに、継続して指導したい。</p>
<p>5 重油・灯油等の管理 重油・灯油等の適正な管理について (高校教育課、義務教育課)</p> <p>重油・灯油等の危険物の管理については、校内管理規程を定めていない学校が25校のうち20校(80%)、管理責任者を指定していない学校が25校のうち 6 校(24%)、灯油容器への種別表示をしていない学校が14校のうち 7 校(50</p>	<p>すべての県立学校に対し、各学校で取り扱っている重油・灯油の量、その保管方法、危険物取扱者の設置状況及び資格者の講習受講状況、管理規程の作成状況について実態調査を行った。</p>

%)あるなど、必ずしも十分とは言えない状況にある。

学校での暖房用の灯油、重油について、一定量以上を貯蔵する場合は、消防法の規定により「危険物取扱者」に保安の監督及び取扱の立会をさせなければならないことになっているが、危険物取扱者が置かれていない学校があった。

また、危険物取扱者は、消防法及び危険物の規制に関する規則の規定により、3年に1回は危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないことになっているが、受けていない学校があった。

については、各学校においては、火災・誤用・盗難等を未然に防止するために、引火性液体である重油・灯油等を危機管理の対象として適切に管理するとともに、危険物取扱者が置かれていない学校では、資格者を配置されたい。また、危険物取扱者が講習を受けていない学校にあっては、受講するよう指導されたい。

その結果、危険物取扱者に係る法令上の指定を行っていない学校が7校、危険物取扱者有資格者が講習を受講していない学校が8校あり、学校によっては危険物の管理が適正に実施されていない状況が確認された。

この現状を踏まえ、すべての県立学校に対し、危険物管理の適正化を指示する文書を発出し、危険物取扱者は原則、校務技術員を充てること、危険物取扱者の設置が必要でありながら未設置の学校は、速やかに設置するよう個別に指示した。(平成20年6月30日付け島教総第262号)

また、併せて現に危険物取扱者の資格を有する者について定期的な講習の受講も指示した。

6 飲料水の衛生管理

飲料水の衛生管理について (保健体育課)

水質の定期検査については、貯水槽を設けず市の水道から直接給水を受けている1校を除き、すべての学校で実施されていた。

毎授業日に行うこととされている日常点検については、「学校環境基準」に定められた点検項目のすべてについて実施していた学校は、30校のうち9校(30%)であった。

その他の多くの学校では、点検を週に1回又は月に1回行ったり、不定期に行っていた。

飲料水の衛生管理は、児童生徒の健康を守る上で極めて重要であり、必要に応じて専門的立場にある学校薬剤師の指導・助言を得ながら、飲料水を常に安全な状態に保つ必要がある。

については、各学校においては、学校保健法等の関係規定に基づき、定期検査や日常点検を適切に実施し、飲料水の衛生管理に万全を期されたい。

水質の日常点検については、「学校環境衛生の基準」により、給水栓水について外観、臭気、味等に異常がなく、遊離残留塩素は0.1mg/l以上保持されていなければならない。また、学校環境衛生の維持および改善に関し、学校薬剤師から必要な指導・助言を受けることとなっている。

そこで、下記の2点について県立学校長会ならびに養護教諭研究連絡協議会で依頼した。

各学校において適切な日常点検を実施する。

飲料水の衛生管理をはじめとした学校環境衛生について、学校薬剤師を積極的に活用し、連携をはかる。

また、新規採用養護教諭研修においても教育現場における環境管理の重要性と環境検査の実施について指導をした。

今後とも県学校薬剤師会と連携しながら、研修等の機会に飲料水の衛生管理についての啓発・指導を継続的に行う。